

6 東彼杵町告示第 1 号

東彼杵町保健対策推進協議会設置要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 6 年 1 月 4 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町保健対策推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

東彼杵町保健対策推進協議会設置要綱（昭和58年告示第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次の機関等を代表する者（以下「委員」という。）をもって構成する。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 町内小中学校食育関係者</u></p> <p><u>(13) 町内各こども園</u></p> <p>(会議)</p> <p>第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。<u>ただし、会長が選出されていないときの招集は、町長が行う。</u></p> <p><u>2 会長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次の機関等を代表する者（以下「委員」という。）をもって構成する。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。_____</p> <p>_____</p> <p>[新設]</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。